

## 会 議 記 錄

会議名称	令和 7 年度第 3 回 杉並区公契約審議会
日 時	令和 7 年 12 月 1 日（月）午後 3 時 00 分～午後 3 時 28 分
場 所	東棟 4 階 庁議室
出席者	委員 水島委員、砂川委員、金子委員、高取委員、島田委員、今里委員
	事務局 総務部長、経理課長、営繕課長、契約係長、契約担当係長、契約係員
傍聴者	5 名
配布資料	資料 1 令和 8 年度における杉並区公契約条例第 7 条第 1 項に規定する労働報酬下限額について（答申）（案） • 説明資料 • 令和 7 年度第 3 回杉並区公契約審議会 参考資料
会議次第	1 開会 2 報告 人事委員会勧告の妥結内容について 3 議事 令和 8 年度の労働報酬下限額について 4 閉会

( 開会前に、経理課長より会議及び会議録の公開についての説明、配布資料確認あり )

○島田会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回公契約審議会を開会したいと存じます。委員の皆様には、議事進行にご協力をお願いするよう、お願い申し上げます。

初めに、本日の会議は全委員が出席をされておりますので、条例に規定する定足数に達していることをご報告いたします。

まず、事務局より報告事項があるとのことですので、そのことについて伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○青木経理課長 経理課長でございます。公契約条例施行規則の改正について、ご報告をさせていただきます。右上に「説明資料」とある資料をご覧いただきたいと存じます。

現在、保育園などの給食調理業務及び用務業務委託を、給食調理業務に関する契約としまして特定公契約としておりますけれども、令和6年度、7年度におきまして、給食調理を専門とする事業者が用務業務を行う人材を確保することが難しい面があることから不調が発生しまして、給食調理業務と用務業務を分けて契約を締結する事例も出てきております。

現在の条例規則上では、学校用務業務のみが対象となっていることから、保育園などの用務業務を対象とするべく、学校用務業務に関する契約を用務業務に関する契約と改正する予定でございます。

今後のスケジュールは、令和8年4月1日施行を予定しております。

以上でございます。

○島田会長 ありがとうございました。

さて、本日は、答申案につきまして、工事又は製造の請負契約の熟練労働者・一人親方と見習い・手元等の労働者の労働報酬下限額、そして、業務委託及び指定管理協定に適用する労働報酬下限額を決定してまいりたいと存じます。

では、事務局から、ご報告をお願いいたします。

○青木経理課長 はい。それでは、私から、労働報酬下限額のご審議に当たり、参考としていただく情報を提供させていただきます。

初めに、工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額について、特別区の審議状況をご報告いたします。

杉並区を除く13区全てにおきまして、現時点では公表されていない状況でございます。既に答申が示された区もあるようでございますが、正式に決定していないため、まだ公表できないと伺っております。

次に、業務委託及び指定管理協定に適用する労働報酬下限額のご審議に係る特別区人事委員会勧告の妥結内容及び特別区における労働報酬下限額の審議状況について、ご報告をいたします。

特別区人事委員会勧告につきましては、労使交渉を経て先々週妥結し、月例給、一時金ともに勧告どおり引き上げることといたしました。

参考資料の3ページ目、2の会計年度任用職員（短時間・業務職）の1時間当たりの換算額をご覧ください。

答申案の会計年度任用職員（短時間・業務職）の1級30号給の会計状況につきましては、月額20万3,600円に改定され、改定率は7.16%となります。その結果、給料月額を1時間当たりに換算した場合、1,500円となりました。前回第2回の審議会でお示しました推計値である1,476円と1,540円の幅に収まった形でございます。

次に、3の特別区における労働報酬下限額の審議状況についてですが、杉並区の下限額は暫定的に金額を記入させていただいております。また、他自治体については、先ほどの工事と同様に、いずれの区においても公表されておりません。

私からは以上でございます。

○島田会長 はい。ありがとうございました。それでは、今ご報告を頂きましたので、議事次第3の令和8年度の労働報酬下限額についての審議に入りたいというふうに思います。

今の報告を踏まえて検討したいというふうに思いますが、前回の審議内容を踏まえました答申案を資料としてお配りいただいておりますので、これをベースに審議をし、区に答申する労働報酬下限額を決定したいというふうに思います。資料1をご覧ください。

実際の内容は別紙のほうになりますが、まず、1の工事又は製造の請

負契約に係る労働報酬下限額のうち、熟練労働者・一人親方の労働報酬下限額につきましては、前回の審議の結果のとおり、各種職種の公共工事設計労務単価の9割、見習い・手元等についても、同じく軽作業員の公共工事設計労務単価の7割に決定しておりますが、これでよろしゅうございますでしょうか。

(了承)

○島田会長 ありがとうございます。では、その内容で決定したいというふうに存じます。

次に、2の業務委託契約と3の指定管理協定に係る労働報酬下限額につきましては、前回第2回の審議会におきまして、区の会計年度任用職員（短時間・用務）の1年目、1級30号を参考として、労使交渉の経緯とその数字を基準に考えるという結論になりました。

これにつきまして、先ほど事務局からの報告にございましたように、1,500円という金額に、我々が決定した中身から言うと、なる、ということでございます。そこで、この1,500円というのを案としてご提示することになるわけでございますが、改めて皆様の意見を伺って決定したいというふうに考えておりますので、ご意見をお聞かせ願えればと存じます。よろしくお願ひいたします。いかがでございますでしょうか。

(なし)

○島田会長 第2回でいろいろ議論したところでもございますので、そのときに出されたとご意見はご意見として承っているところでございますが、ただいま特段のご意見がないということでございますので、今回の人事委員会勧告の妥結内容では、先ほども申し上げましたが、用務1級30号給は1,500円に該当するということでございます。

先ほど報告がございましたように、前回の審議会での推計値として示されました1,467円と1,540円の間の幅に収まった金額ということでございます。また、改定率は、1,500円といたしますと、現行の1,400円から7.16%増というふうになっております。

先ほど資料の報告がありましたが、他の特別区については、資料をご覧になるとお分かりのとおり、まだ公表できるところはないということ

でございますので、取りあえず、この間の議論の実績というのを踏まえまして、来年度につきましては、下限額を1,500円というふうにすることでいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(了承)

○島田会長

ありがとうございます。それでは、令和8年度の業務委託・指定管理協定の下限額は、会計年度任用職員の短時間・業務職の1級30号給を参照として、1時間当たり1,500円とすることで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○島田会長

ありがとうございます。  
それでは、これで一応、審議すべき答申の内容は、全て決定することができました。委員の皆様のご協力、大変ありがとうございました。

そこで、この答申案を確定的な答申として読み上げて、正式な答申につきましては後ほど事務局から委員の皆さんに配付していただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○島田会長

はい。ありがとうございます。  
それでは、お読みいたします。

令和7年12月1日。杉並区長、岸本聰子様。杉並区公契約審議会会长、島田陽一。

令和8年度における杉並区公契約条例第7条第1項に規定する労働報酬下限額について（答申）。

令和7年8月21日付け、7杉並第27396号により、本審議会に対し諮問を受けた令和8年度における杉並区公契約条例第7条第1項に規定する労働報酬下限額について、別紙のとおり答申いたします。

委員の名簿については省略をさせていただきます。

答申。

1. 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額。

(1) 熟練労働者・一人親方。令和8年の東京都における49職種ごとの公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算

した額とするのが妥当である。

東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない「建具工」、 「建築ブロック工」の2職種については、過去に東京都が示した参考値に対し、他の49職種の上昇率を平均して得た割合を乗じて算出した額を単価とし、その単価に同じく90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

(2) 上記以外（特定労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）。

令和8年の東京都における軽作業員の公共工事設計労務単価に70%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

2. 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額。杉並区職員給料表の会計年度任用職員（短時間・用務）を参考に1時間あたりの単価を1,500円とするのが妥当である。

3. 指定管理協定に係る労働報酬下限額。「2. 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額」と同額とするのが妥当である。

以上でございます。よろしうござりますでしょうか。

（了承）

○島田会長 はい。それでは、これを総務部長にお渡しをするということでよろしいですかね。

○山田総務部長 改めて、正式なものを、今、事務局で用意しますので、少々お待ちください。

○島田会長 そうですか。分かりました。では、少々お待ちください。  
いずれにいたしましても、本日は、皆様のこれまでのご議論を基に、令和8年度における報酬下限額の答申内容を決定することができました。  
誠にありがとうございます。少々お待ちください。

○水島委員 会長、質問、この場で、今の答申の話とは違うんですが、質問してもいいですか。

○島田会長 はい、どうぞ。結構です。

- 水島委員 冒頭、施行規則の改正のご説明があつたんですけれども、すみません、私、民間の人間で、あまり、条例や施行規則の改正の手続についてはあまり詳しく分からんんですけれども、こちらは今回、我々審議会に対してご説明を頂いたということで、改正の具体的な手続というのは、庁内でどのように行われるか、参考までに教えていただけますでしょうか。
- 青木経理課長 これは条例の施行規則の改正になりますて、区長が決裁をして決定をするという流れになります。
- 水島委員 ありがとうございます。じゃあ、特に区議会等にはお諮りにならない、諮られないということで手続が進むという理解でよろしいでしょうか。
- 青木経理課長 規則に関しては、そのとおりになります。
- 水島委員 なるほど。分かりました。ありがとうございます。  
以上です。
- 島田会長 はい。ありがとうございます。条例はもちろん議会で決定しますけど、それに基づく施行規則については担当部局で決定をする。国でも法律の施行規則の関係は同じだと思いますので。ありがとうございます。  
もしほかに何かこの件でも、あるいは別の件でも。後ほど、もちろん答申が終わりましたら、今後のことについては皆さんからご意見を承る時間があるかと思いますが。では、少々お待ちください。
- ( 事務局より答申の確定版配付 )
- 島田会長 それでは、総務部長にお渡しいたします。  
どうぞよろしくお願ひいたします。
- ( 島田会長より総務部長に答申書手交 )
- 山田総務部長 はい。どうもありがとうございます。
- 島田会長 ありがとうございました。  
それでは、先ほど申し上げましたが、最後に、来年度に向けた課題など、既にこれまで審議の過程でもいろいろご意見を頂戴したところでございますが、本年度の審議会、最後でございますので、改めて各委員からご意見を承りたいというふうに思います。いかがでしょうか。どうぞ、ご自由にご発言ください。
- はい、どうぞ。

○金子委員

皆さん、お疲れさまです。3年間ありがとうございます。これまでの審議会の中でも発言させていただいておりますけれども、来年度につなげるという意味で、改めてお話しさせていただきたいと思います。

今回1,500円ということで決まりましたけれども、一定のルールに則した形でということでございますので、そこには全く異論はございません。

一方で、3年前にこのルールを決めてから、大きく改善もされてきている部分もありますし、他区の状況も今日の段階では見えてはおりませんけれども、大きく上がるような話も聞いておりますので、そういういた差をどう見るかとか、いろんな課題はあるのかなというふうに思います。

改めてまた新しい3年間が始まるということですので、その決め方というものを、考え方方が継続するにしても変えるにしても、改めて検討するということも、もしかすると必要なのかなと思いますので、そういういたことも少し課題として上げていただければというふうに思います。

それに付随して、職種別で検討するというのも一つの考え方なのかなというふうにも思っております。実態を把握できていないので、そうすべきだというところまでは私もいえませんけれども、一つの考え方としてもありなのかなというふうに思っておりますので、ぜひとも、私、いるか分かりませんけれども、課題として上げていただければと思います。

それから、私のほうで発言していいのか分からないですけど、委託のほうは大分上げていただいたというようなことの中で、少し門外漢の部分はありますが、工事の熟練工以外との金額の差が大分近づいたといふか、あるいは場合によってはいつか逆転するのかなぐらいの勢いなんですけれども、仕事の価値だとかそういうのをどう見るのかというのはなかなか難しい問題ではありますが、客観的に見て、近づくだとか逆転するだとかというところが、客観的な金額としてどうなのかなというところも、少し素人ながら思ったりもしますので、なかなか難しい問題ですけれども、こういったものの決め方ということについても、またゼロベースでお話ができればいいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○島田会長

はい。ありがとうございます。金子委員は、かねてから職種ベースと  
いうようなことのご提案を頂いているところでございます。ほかの特別  
区を見ても、千代田区がそういうようなスタイルを取っていると聞いて  
おりますので、事務局にお願いしてばかりで申し訳ないんですけれども、  
先ほど出ました今回1,500円となったところも含めて、ほかの特別区に  
もその状況等を、あるいはその根拠というようなところも、来年度に向  
けて調べていただければ、今後の議論に資するのではないかと考えてお  
りますので、よろしくお願ひいたします。

ほかにいかがでございますでしょうか。どうぞ。

○高取委員

はい。すみません。皆さん、お疲れさまでした。

今、金子さんのほうから未熟練工のことを言つていただいています  
で、もう、ほぼそのとおりでございます。本当に委託と工事の金額が逆  
転してしまうようなことがあれば、この夏の暑いとき、冬の寒いとき、  
時間も相当違いますので、その辺もご考慮いただいて、しっかり考て  
いっていただきたいです。また、今年、担い手3法が変わりまして、建  
設業法も大きく変わっております。12月12日には標準賃金の基準が出て、  
いよいよ職種別に出てまいります。そこで、払われていない方への罰則  
も、建設業法としては厳しくなってくると。

そこで、公契約条例で、実際に払われているのか、払われていないの  
かというところ、実効性の担保も本当にしっかり考えていかなければい  
けないのではないかなと思いますので、ぜひ審議会の中でも、皆さんの  
お知恵で、しっかり働いている人には払われていると、そういうところ  
が確認できるようにしていただけたらなと思っております。ありがとうございます。

○島田会長

はい。ありがとうございます。実効性の確保というのは大変重要な課  
題だと思うんですが、この審議会の審議事項からはちょっと外れちゃう  
ところがあるかと思います。ただ、その辺りはご報告はしていただける  
かとは思いますので、その点も事務局のほうでお考えいただければとい  
うふうに思います。

ほかにいかがでございますでしょうか。よろしゅうござりますか。

(なし)

○島田会長 はい。それでは、どうも、各委員、長い間、大変ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

閉会に当たりまして、事務局、山田総務部長からご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○山田総務部長 はい。それでは、改めまして、本年度も3回にわたる審議会でご議論いただきまして、誠にありがとうございました。昨年度も同様でございましたが、今年度も、最低賃金の動きであるとか、あるいは特別区人事委員会の勧告の動きを含めまして、大変予測がつきづらい社会動向の中で難しいご議論を頂戴したことに、感謝を申し上げます。

公契約条例の基本方針にも掲げさせていただいている内容でもある区内の労働者の適正な労働環境の確保、また区内事業者の受注機会の確保、さらには区の施策の推進に寄与する事業者の適正な評価という、区の大きな政策目標、方向性といったものを意識していただきながら、委員それぞれのお立場をベースにした、委員の皆様からの活発なご意見、ご議論を頂いたというふうに感じております。また、事務局といたしましても、幾つか、次年度以降に向けての課題も頂戴しているところでもございますが、これらの課題は感覚的な議論にとどまらず、先ほど実効性の確保というお話もございましたが、エビデンスを基にした議論が必要ではないかということを審議会の議論の中で頂いたところでございます。私どもも、公契約条例がだんだん区民にも庁内にも浸透していっていると思っておりますが、区民に対する説明責任というものを果たしていくということも、非常に大事なところだろうというふうに思ってございます。

また、次年度以降も、区内の公契約の労働報酬下限額について答申いただくという大変重要な役割をこの審議会には担っていただきますが、任期ということで言うと、今回3年間の一つの区切りということでもございます。この3年間の皆さんのご労苦、またご協力に感謝を申し上げて、事務局からのご挨拶とお礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○島田会長

どうもありがとうございました。

では、以上をもちまして、会を閉じたいと思います。どうも、皆様、ありがとうございました。